

富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金剛地区の再生・活性化に向けて、金剛地区の魅力向上に資する取組を進める団体に対し、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富田林市補助金等交付規則（昭和 52 年富田林市規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金剛地区 富田林市高辺台一～三丁目、久野喜台一・二丁目、寺池台一～五丁目の区域をいう。
- (2) 地区住民等 金剛地区内に在住、在勤、在学する者及び同地区内で公益活動等を行う者又は団体をいう。
- (3) 空家等 第 7 条の交付申請時において、その全部又は一部が使用されていないことが常態である住宅や店舗等をいう。
- (4) 金剛地区の魅力向上に資する取組 地区のニーズに対応するとともに、同地区の課題解決や発展に繋がる、新たな視点による取組であって、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 金剛地区内の空家等を新たに拠点施設として活用する取組であること。
  - イ 金剛地区再生指針（平成 29 年 3 月富田林市策定）に基づく取組であること。
  - ウ 地区住民等が主体的に関わることができる取組であること。
  - エ 新型コロナウイルス感染症拡大のステージ及び同感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえた取組であること。
  - オ 一定の頻度で、定期的に行われる取組であること。
  - カ 従来から実施している取組でないこと。ただし、新たな視点を加え、拡充する取組にあっては、この限りでない。
  - キ 取組の企画及び実施について、地区住民等の賛同を得ており、金剛地区及び地区周辺地域への周知が図られていること。
  - ク 公益性及び発展性が見込まれる取組であること。
  - ケ 特定の個人又は団体のみが恩恵を受ける取組でないこと。

- コ 開始から3年以上継続して行われる取組であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- サ 政治、宗教及び選挙活動に関する取組でないこと。
- シ その他公序良俗に反する取組でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、金剛地区の魅力向上に資する取組を実施するため、金剛地区内の空家等を活用した拠点施設を新たに設置するための初期改修、整備及び必要な備品を購入する事業とする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 地区住民等を構成員に含む団体
  - (2) 金剛地区の魅力向上に資する取組を実施する能力を有すると認められる団体
  - (3) 金剛地区の魅力向上に資する取組の実施拠点となる空家等を確保できている又は確保できることが見込まれる団体
  - (4) 過去にこの要綱に基づく補助金を受けていない団体
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、構成員に次の各号のいずれかに該当する者を含む団体は、補助対象団体としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、次の各号により算出した額のうちいずれか低い額を超えない額とする。

- (1) 別表に掲げる事業の区分に応じ、補助対象経費の総額に2/3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) この要綱に基づく補助金以外の補助金を受けている、又は受ける見込みのある場合において、補助対象経費から当該補助金

額を差し引いた額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助対象事業を開始する前に、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体概要書（様式第3号）
- (3) 予算書（様式第4号）及び予算書の支出の部の内訳（様式第5号）
- (4) 補助対象経費の見積書の写し
- (5) 金剛地区の魅力向上に資する取組の計画書（様式第6号）
- (6) 拠点施設を設置するための空家等を確保できている又は確保できることを証する書類
- (7) 拠点施設を設置するための空家等の位置図
- (8) 補助対象事業関係図書一式
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めた場合は、補助金の交付を決定し、その旨を富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付決定通知書（様式第7号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の変更)

第9条 前条の交付決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、やむを得ない事由により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金事業変更申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更内訳書（様式第9号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査の上、補助対象事業の変更を承認した場合は、交付決定の変更を行い、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付変更決定通知書（様式第10号）により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金事業実績報告書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実績書(様式第12号)
- (2) 補助対象事業の収支決算書(様式第13号)及び補助対象事業の収支決算書の支出の部の内訳(様式第14号)
- (3) 領収証書等の写し
- (4) 補助対象事業の完了図書及び写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が、第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付確定通知書(様式第15号)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助団体は、前条の通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付請求書(様式第16号)により、市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求を受けたときは、補助団体に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の性質上必要があると認めるときは、第8条第1項の規定により決定した補助金額の範囲内で、その全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合において、補助団体は、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金概算交付願(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を概算交付すべきと認めた場合は、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金概算交付決定通知書(様式第18号)により通知し、概算払いにより補助金を交付するものとする。

(状況報告及び調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し、補

助対象事業及び金剛地区の魅力向上に資する取組の遂行状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (5) 補助対象事業を実施しなかったとき又は実施見込みがないとき
- (6) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき
- (7) 関係法令の規定に違反したとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金交付決定取消通知書(様式第19号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金を既に交付しているときは、富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金返還命令書(様式第20号)により、その返還を補助団体に命じるものとする。

2 補助団体は、前項の返還命令を受けたときは、遅滞なく補助金を市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助団体は、補助対象事業により取得又は資産価値の増加した財産を、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、撤去し、移設し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案し、市長に承認を受けたものについては、この限りでない。

(書類の整備等)

第18条 補助団体は、関係書類及び関係帳簿等を整備し、当該補助対象事業完了後3年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 12 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第5条、第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助限度額
拠点施設の改修、整備	出入口、屋根・内外壁・床・天井、通信設備、電気・ガス・給排水衛生設備、トイレ、キッチン・カウンター、空調設備、造作棚・収納庫、外構、新型コロナウイルス感染症を踏まえた設備その他市長が必要と認めるものの改修、整備工事費	400万円
備品の購入	机、いす、調理機器、冷蔵庫、食器、事務機器、通信機器、収納家具、消火器、新型コロナウイルス感染症を踏まえた備品その他市長が必要と認めるものの購入費	100万円